3　中期目標の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）においては、当該事業年度の業務の進行に応じて運営費交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。

［4～6　略］

第80　施設費の会計処理

［1　略］

2　施設費によって固定資産を取得した場合は、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」に定める処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り施設費から資本剰余金に振り替えなければならない。(注56)

＜注56＞施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について

［1　略］

2　施設費を財源とする償却資産については、通常、「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」にしたがって減価償却の処理を行うことが想定される。そのような場合には、当該資産の購入時において、預り施設費を資本剰余金に振り替えることとし、地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものとする。資本剰余金は、「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」により、減価償却の進行に応じて実質的に減価していくこととなる。

［3　略］

第82　事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理

［1　略］

2　後年度において財源措置することとされている特定の費用は、地方独立行政法人が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画等又は年度計画で明らかにされていなければならない。(注58)

［3　略］

［＜注58＞　略］

第83　寄附金の会計処理

［1　略］

2　上記1の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。

⑴　当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定の範囲内であるときに限り、その金額を寄附金債務から資本剰余金に振り替える。

［⑵　略］

3　中期目標の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。

［4～6　同左］

第80　施設費の会計処理

［1　同左］

2　施設費によって固定資産を取得した場合は、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について「第85　特定の償却資産の減価に係る会計処理」に定める処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り施設費から資本剰余金に振り替えなければならない。(注56)

＜注56＞施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について

［1　同左］

2　施設費を財源とする償却資産については、通常、「第85　特定の償却資産の減価に係る会計処理」にしたがって減価償却の処理を行うことが想定される。そのような場合には、当該資産の購入時において、預り施設費を資本剰余金に振り替えることとし、地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものとする。資本剰余金は、「第85　特定の償却資産の減価に係る会計処理」により、減価償却の進行に応じて実質的に減価していくこととなる。

［3　同左］

第82　事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理

［1　同左］

2　後年度において財源措置することとされている特定の費用は、地方独立行政法人が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画等で明らかにされていなければならない。(注58)

［3　同左］

［＜注58＞　同左］

第83　寄附金の会計処理

［1　同左］

2　上記1の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。

⑴　当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定の範囲内であるときに限り、その金額を寄附金債務から資本剰余金に振り替える。

［⑵　同左］